

<速報> 令和8年度税制改正大綱

Japan Tax Update

全体概要

令和7年12月19日に決定された「令和8年度税制改正大綱」の全体像を詳細に要約しました。本大綱は、自民・維新連立による高市政権の下、「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を目指し、デフレからの完全脱却と経済成長の好循環、そして財政の持続可能性確保を柱としています。

令和8年度税制改正の主要項目にあたっての**基本的な考え方**としては、次が挙げられています。

基本方針：

「経済あつての財政」に基づき、大胆な「危機管理投資」「成長投資」を促進。単年度主義にとらわれない複数年の財政均衡を目指す。

物価高対応：

物価上昇に伴う実質的な増税を防ぐため、基礎控除等を物価連動で引き上げる恒久的な仕組みを創設。「年収の壁」解消に向けた課税最低限の大幅引き上げ（178万円）を実施。

公平性の確保：

租税特別措置の適用除外強化、インボイス経過措置の適正化、国際的な租税回避防止、富裕層課税の適正化などに取り組む。

以下、RSM汐留パートナーズ税理士法人のメンバーが厳選した主な改正項目の概要をご説明いたします。なお、今後の国会における改正法案審議の過程において、一部項目に修正等が加えられる可能性があることに、予めご留意ください。

Contents

| | |
|-----------------------|----|
| ■ 法人課税 | 03 |
| 01 特定生産性向上設備等投資促進税制 | |
| 02 研究開発税制 | |
| 03 賃上げ促進税制 | |
| 04 租税特別措置法の適用 | |
| 05 少額減価償却資産 | |
| 06 移転価格文書化 | |
| 07 投資簿価修正制度 | |
| 08 地方拠点強化税制 | |
| 09 カーボンニュートラル投資促進税制 | |
| 10 オープンイノベーション促進税制 | |
| ■ 消費課税 | 08 |
| 01 インボイス制度（経過措置） | |
| 02 免税事業者からの仕入税額控除 | |
| 03 プラットフォーム課税 | |
| 04 暗号資産 | |
| 05 不動産取引に係る輸出免税 | |
| ■ 国際課税 | 10 |
| 01 グローバル・ミニマム課税 | |
| 02 外国子会社合算税制（CFC税制） | |
| 03 外国組合員（投資ファンド等）への課税 | |
| ■ 個人所得課税 | 11 |
| 01 基礎控除・給与所得控除 | |
| 02 NISA | |
| 03 暗号資産の申告分離課税化 | |
| 04 同族会社役員の子 | |
| 05 富裕層への課税 | |
| 06 ひとり親控除 | |
| 07 生命保険料控除 | |
| 08 青色申告特別控除 | |
| 09 会社員の非課税枠拡大 | |
| 10 ふるさと納税 | |
| 11 公的年金等の制限 | |
| 12 住宅ローン控除 | |
| ■ 相続贈与課税 | 15 |
| 01 教育資金の一括贈与 | |
| 02 相続時における不動産評価 | |
| ■ その他 | 16 |
| 01 防衛特別所得税（仮称）の創設 | |
| 02 復興特別所得税の改正 | |

■ 法人課税

01 特定生産性向上 設備等投資促進 税制の創設

これまでの投資減税と一線を画す、特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。対象は全業種ですが、要件は「規模」と「収益性」です。

制度の概要

一定規模以上の「高付加価値な設備投資」を行った場合、**即時償却**又は**最大7%の税額控除**が認められます。

対象要件

以下のすべてを満たし、**経済産業大臣の計画認定**を受ける必要があります。

1. 投資規模（合計額）

大企業等：**35億円**以上

中小企業者等：**5億円**以上

2. 収益性

投資計画における年平均投資利益率が**15%以上**見込まれること

対象資産

- 機械装置（取得価格：**160万円**以上）
- 工具・器具備品（取得価格：**120万円**以上）
- 建物（取得価格：**1,000万円**以上）
- 建物付属設備・構築物（取得価格：**120万**以上）
- ソフトウェア（取得価格：**70万円**以上）

適用要件

青色申告法人

※経済産業大臣の
計画認可が必要

投資規模

大企業等 **35億円**以上
中小企業 **5億円**以上

収益性要件

年平均15%の見込み

税制措置（選択適用）

特別償却

即時償却

（取得価額の100%）

または

税額控除

7%

（建物等は4%）

※控除上限：当期法人税額の20%

※繰越期間：3年間

※中小企業経営強化税制等との重複不可

■ 法人課税

02 研究開発税制の 抜本的改組

研究開発税制が大きく変わります。AIや量子など国の競争力に関わる分野には「別枠」で手厚い支援が用意される一方、漫然とした海外委託には制限が入りました。

1. 【新設】戦略技術領域型（重点産業技術試験研究費）

国家戦略として重要な以下の技術分野への研究開発費について、**別枠**で高率な税額控除が適用されます。※経済産業大臣の認定が必要。

対象分野：

AI、先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙

税額控除率：

自社研究：**40%**

共同・委託研究（認定機関との連携）：**50%**

メリット：

控除上限は法人税額の**10%**（一般型などとは別枠）

控除しきれない分は**3年間の繰越**が可能

2. 一般型・中小企業型の見直し

海外委託の制限（国内回帰）：

海外への委託研究費は、税額控除の対象となる額が段階的に縮小されます（令和8年4月～：70%、9年4月～：60%、10年4月～：50%）。

※ただし、海外での実施が必須となる医薬品等の臨床試験（治験）は例外です。

中小企業型：

新たに「繰越税額控除制度」（3年間）が導入されます。

【新設】成長技術領域戦略型

対象分野：

AI、先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙

控除率：40%

50%（共同・委託）
（控除上限）

・・・法人税額の**10%**
（繰越期間）
・・・**3年間**

一般型・中小企業型

・ **一般型**：控除率見直し
（下限8.5%～上限11.5%等）

・ **中小企業型**：
「繰越税額控除制度」新設
（控除限度超過分を3年繰越可能）

海外委託制限：

海外への委託研究費は、対象額を段階的に制限。
（70%→60%→50%）

※医薬品開発等の海外臨床試験は除外。

■ 法人課税

03 賃上げ促進税制の 厳格化

「賃上げ税制」は、企業規模によって対応が明確に分かれました。

大企業（従業員2,000人超）：廃止

令和8年3月末までに開始する各事業年度について適用。
上記以降は廃止されます。

中堅企業（従業員2,000人以下）：要件厳格化

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度について
次の見直しが行われました。（その後廃止）
必須要件：継続雇用者給与等の増加率**4%以上**（現行3%からアップ）
控除率：**10%**（最大25%以上）
※教育訓練費による上乗せ措置は廃止されます。

中小企業：

教育訓練費による上乗せ措置は廃止されます。
全雇用者給与等支給額 **+1.5%以上**で適用可能。最大**35%**の控除率。

| 企業区分 | 詳細内容 |
|--------------------|--|
| 大企業 (2,000人超) | 令和8年3月末で廃止 |
| 中堅企業 (2,000人以下) | 必須要件：継続雇用者給与 +4%以上 （現行3%から増） 基本控除率： 10% （最大25%以上） ※教育訓練費上乗せは廃止 |
| 中小企業 | 全雇用者給与 +1.5%以上 で適用可能 最大控除率 35% 5年間の繰越については現行維持 |

■ 法人課税

04 租税特別措置法の適用要件

特定の租税特別措置（研究開発減税やDX投資減税など）の適用を受けたい大企業に対し、賃上げや国内設備投資の要件を課す「適用停止措置」が変更となりました。

対象の拡大：

新設される「戦略技術領域型」の研究開発税制なども停止対象に含まれます。

賃上げ基準の引上げ：

継続雇用者給与等の増加要件が「1%以上」（特定大企業は「2%以上」）に引き上げられます（これまでは「ゼロより多ければ」要件を満たしていました）。

判定の厳格化：

これまでは「賃上げ」と「設備投資」の両方が未達の場合のみ停止でしたが、改正後は「いずれか一方」でも未達なら適用は認められなくなります。

05 少額減価償却資産の特例（拡充）

中小企業（従業員400人以下）が、取得価額の全額を経費にできる基準が、**30万円未満から40万円未満**に引き上げられます。

30万円未満



40万円未満

- 取得価格の全額を損金算入できる基準を引き上げ。
- 期間：3年延長
- 除外：従業員400人超の法人

06 グループ間取引に係る書類保存の特例

グループ企業間（関連者間）で行われる「特定取引」（無形資産の譲渡・貸付、役務提供など）について、税務調査時の透明性を高める措置が導入されます。

要件：

取引に関する契約書や対価の算定根拠（明細等）が保存されていない場合、新たに「説明書類の作成・保存」が義務化されます。

■ 法人課税

07 投資簿価修正制度 の見直し

グループからの離脱時に行う株式譲渡損益の調整計算（簿価修正）において、「**全部取得条項付種類株式**」を活用して完全子会社化する手法を用いた場合の**株式譲渡を除外**するなど、意図的な租税回避を防止するための整備が行われます。

08 地方拠点強化税制 （延長・拡充）

本社機能の地方移転や地方拠点の拡充を支援する制度について、使い勝手を向上させた上で**2年延長**されます。

要件緩和：

新たに「中古資産（既存建物等）」の取得も税制優遇の対象となります。
居抜きオフィスでの進出も支援されます。

雇用要件：

転勤者を除く「新規雇用者数」の要件（特定雇用者増加数**60人以上**、
中小は**20人以上等**）が設定され、地域での雇用創出効果が重視されます。

09 カーボンニュートラル投資促進税制 （延長・厳格化）

脱炭素化に資する設備投資支援は**2年延長**されますが、より高い成果が求められます。

要件厳格化：

認定要件となる「炭素生産性向上率」の基準が引き上げられます。

中小企業：17%以上 → **22%以上**

その他法人：20%以上 → **25%以上**

10 オープンイノベーション促進税制の 対象拡大

これまで対象外だった「M&A（子会社化）」や「既存株式の取得」が対象になりました。

手法拡大：

増資（新株）だけでなく、発行済株式（既存株）の取得も対象になります。

期間延長：

適用期限が令和10年3月まで延長されます。

■ 消費課税

01 インボイス制度 (適格請求書等 保存方式)の経過 措置の見直し

インボイス制度の定着を図りつつ、小規模事業者への配慮と公平性の確保を両立させるため、既存の経過措置に変更が加えられます。

① 小規模事業者への負担軽減措置(いわゆる「2割特例」の後継)

インボイス発行事業者となった小規模な個人事業者に対し、新たな激変緩和措置が設けられます。

対象者：

インボイス発行事業者を選択したことにより、免税事業者から課税事業者となった**個人事業者**。

(※現行の「2割特例」の適用を受けている者も含む)

措置内容：

納付税額を**売上税額の3割**(仕入税額控除を売上税額の7割とみなす)とすることができます。これまでの「2割特例」(売上税額の2割納付)から、負担率が少し上がりますが、簡易課税(第3種事業など)より有利なケースが多い水準です。

適用期間：

令和9年および令和10年に含まれる各課税期間(2年間限定)。

手続：

確定申告書にその旨を付記するだけで適用可能です(事前の届出は不要)。本措置の適用終了後、翌期から「簡易課税制度」を選択する場合、特例として申告期限までの届出で認められます。

【現行】2割特例

$$\text{納付税額} = \text{売上税額} \times 20\%$$



【新設】新たな負担軽減措置

$$\text{納付税額} = \text{売上税額} \times 30\%$$

(仕入税額控除を7割とみなす)

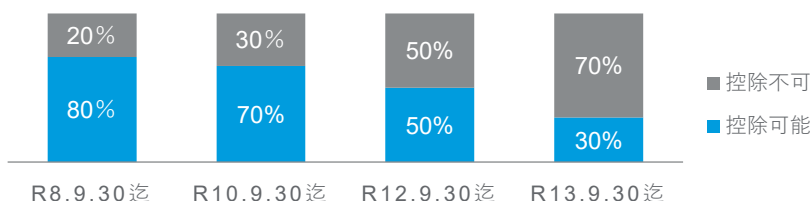
02 免税事業者からの仕入税額控除 (80%控除等) の縮小・延長

免税事業者からの仕入れについて、一定割合を仕入税額控除できる経過措置は、**期間を延長**しつつ、**控除率を段階的に引き下げる**形に見直されます。また、**上限額**が設定されます。

スケジュールの変更：

- ・ **現行**：令和8年9月末で「80%控除」が終了し、その後「50%控除」へ。
- ・ **改正後**：最終的な終了時期を**令和13年9月末**まで2年延長し、控除率を細分化。

控除可能スケジュール



■ 消費課税

03 プラットフォーム課税（越境EC）の対象拡大（物品販売へ）

これまで「電気通信利用役務（電子書籍や音楽配信など）」に限られていたプラットフォーム課税が見直され、「物品の販売」にも拡大されます。

仕組み：

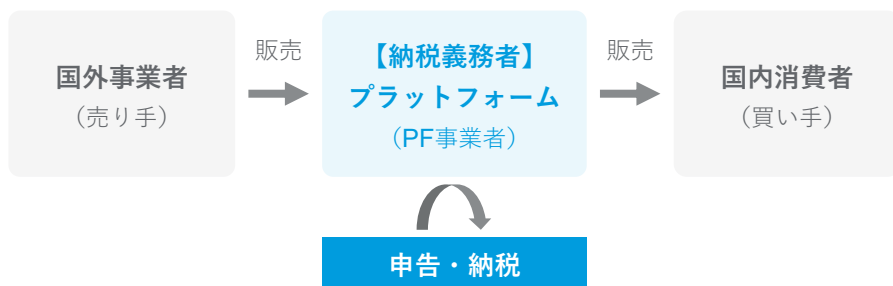
国外事業者が、デジタルプラットフォームを通じて国内の消費者に商品を販売する場合、本来の売り手（国外事業者）に代わって、**プラットフォーム事業者（PF）が消費税の納税義務を負う**ことになります。

対象となるPFは、取引額が50億円を超えるなどの要件を満たす特定事業者（物品販売については「第2種プラットフォーム事業者」として指定）です。

※なお、既存の電気通信利用役務に係る特定プラットフォーム事業者は「第1種」と名称整理されます。

適用開始：

令和10年4月1日以後の取引から。



04 暗号資産（仮想通貨）の非課税明確化

資金決済法等の改正を前提に、暗号資産の譲渡は引き続き消費税非課税とされます。また、暗号資産の貸付け（レンディング）についても非課税とすることが明確化されます。

05 不動産取引の輸出免税の除外

非居住者（外国人投資家など）に対して行う、国内不動産に係る仲介手数料やコンサルティング費用などについて、消費税の**輸出免税の対象外**（= 課税扱い）とします。公平性の観点からの見直しです。

■ 国際課税

01 グローバル・ ミニマム課税 への対応

国際的な合意に基づき、多国籍企業が最低**15%**の税負担を負うルールの導入が進んでいますが、これに関して次の見直しが行われます。

制度導入前（移行期間前）に計上された繰延税金資産について、一定の要件に該当するときは「ないもの」とされます。

02 外国子会社合算 税制（CFC税制） の見直し

海外子会社に関するルールについても、実務実態に合わせた調整が入ります。

解散した子会社の特例：

海外子会社が解散した場合、その直前のステータス（事業実態があったか等）を引き継いで合算課税の判定を行う「特例清算事業年度」の仕組みが整備されます。

ペーパーカンパニー特例の簡素化：

総資産がゼロの場合、資産割合要件の判定を不要とするなど、事務負担の軽減措置が設けられます。

03 外国組合員（投資 ファンド等）への 課税特例の拡充

海外の投資家が日本の投資事業組合（ファンド）を通じて投資する場合の課税特例（恒久的施設がなければ課税しない等）について、要件が緩和されます。

持分割合の制限緩和：

投資家の持分割合要件が、一定のガバナンス（委員会設置等）がある場合に限り、現行の**25%未満から50%未満**へと緩和されます。これにより、海外からの投資呼び込みを促進する狙いです。

■ 個人所得課税

01 「103万円の壁」 の撤廃と基礎 控除・給与所得 控除最低保障額等 の大幅引き上げ

物価上昇に伴う実質増税感を払拭するため、基礎控除等の非課税枠が大幅に拡大されます。

基礎控除と給与所得控除の最低保障額を恒久的に引き上げつつ、さらに2年間限定の特例を上乗せすることで、非課税ラインを**178万円**まで引き上げます。

令和8年の所得税から適用。

源泉徴収税額の見直しは、令和9年1月1日以後支給分からとなります。

基礎控除引き上げ

| 合計所得金額 | 基礎控除額 |
|--------------------|-------|
| 2,500万円超 | 0円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | 48万円 |
| 2,350万円以下 | 62万円 |

基礎控除の特例

上記に加えて以下の上乗せを行います。

<令和8年および9年分>

- ・ 合計所得金額489万円以下・・・42万円
- ・ 合計所得金額489万円超・・・5万円

<令和10年分以降>

- ・ 合計所得金額132万円以下・・・37万円

給与所得控除（最低保障額）

<所得税>

- ・ 最低保障額が65万円から69万円となります

<住民税>

- ・ 最低保障額が65万円から69万円となります
- ・ 令和9年度および令和10年度は、74万円となります。

給与所得控除最低保障額の特例

- 給与所得控除の最低保障額が5万円上乘せされます。
- 令和8年および9年分に限られます。(年末調整にて適用)
- 基礎控除、給与所得控除の特例をあわせて、令和8年、9年は、給与収入178万円まで所得税は非課税となります。

上記に関連する判定基準の緩和

- 配偶者・扶養親族の所得要件が合計所得62万円以下へ引き上げられます。
- 勤労学生控除は合計所得89万円以下へと引き上げられます。
- ひとり親の生計を一にする子どもの総所得金額は62万円以下へと引き上げられます。

02 NISAの対象年齢 撤廃（0歳から 可能に）

18歳以上限定だったNISA口座が、0歳から開設可能になります（事実上のジュニアNISAの恒久化・復活）。

- 対象：0歳～17歳
- 投資枠：つみたて投資枠のみ、年間60万円（非課税保有限度額600万円）。
- 払出し：12歳から可能。

03 暗号資産の 申告分離課税化

これまで最大55%（雑所得・総合課税）だった暗号資産の利益が、株式等と同じ税率になります。

- 税率：一律20%（所得税15% + 住民税5%）。
- 損益通算：暗号資産同士の損益通算が可能。
- 繰越控除：損失が出ても3年間の繰越が可能。
- 適用時期：金融商品取引法改正の翌年1月1日以降の譲渡から。

04 同族会社役員 の利子

同族会社役員の利子：実質的な同族関係にある別法人から受け取る利子は、分離課税ではなく総合課税となります（令和8年4月以降）。

05 富裕層への 課税強化

金融所得課税に係る基準所得金額から控除する額を3.3億円から1.65億円に引き下げ、税率を30%へ引き上げられます（令和9年分から）。

■ 個人所得課税

06 ひとり親控除の 拡充

控除額：所得税38万円、住民税33万円へ引き上げられます。
所得要件：対象となる子の所得要件も緩和（62万円以下）。

07 生命保険料控除 （適用期限延長）

対象：23歳未満の扶養親族がいる場合。
一般生命保険料控除の限度額が6万円の引き上げが延長されます。

08 青色申告特別控除 の拡充・制限

55万円+10万円の控除の内訳等について、e-taxにて申告することで65万円に要件を限定、さらに優良な電子帳簿保存等のDX対応を行っていることを要件に控除額が75万円に引き上げられるという仕組みに変更されました（令和9年分から）。

10万円控除の制限：簡易帳簿の場合で、前々年の事業又は不動産収入が1,000万円を超える場合は、10万円控除が受けられなくなります。

09 会社員の 非課税枠拡大 （物価高対応）

通勤手当：片道65km以上の遠距離通勤者の非課税限度額を引き上げ。
さらに、駐車場代（月5,000円上限）も非課税枠に追加されます。

食事代：使用者から負担する食事代の非課税枠が月3,500円から月7,500円へ引き上げられます。

残業食事代：深夜残業の現金支給（夜食代）の非課税枠を一回300円から650円へ引き上げられます。

10 ふるさと納税・ 地方税

ふるさと納税の控除限度額が見直されます。

控除額に上限（道府県民税約77万2千円 + 市町村民税約115万8千円）が設定されます。（指定都市に住所を有する者は、38万6千円 + 154万4千円）
令和10年度分の住民税から適用されます。

11 公的年金等の制限 （給与との調整）

給与所得と公的年金等の両方を有する者について、控除額の合計に上限が設定されます。

「給与所得控除額」と「公的年金等控除額」の合計額が280万円を超える場合、その超える金額を「公的年金等控除額」から控除します。

令和9年分以後の所得税から適用されます。

【判定基準】

給与所得控除 + 公的年金等控除 > 280万円



超える部分を「公的年金等控除」から減額

12 住宅ローン控除 の延長・拡充

適用期限が令和12年末まで5年間延長されます。

中古住宅の要件緩和：床面積40㎡以上50㎡未満の物件も対象になります
(合計所得1,000万円以下)。

土砂災害特別警戒区域内での新築は対象外となります。(令和10年1月1日
以後居住の用に供したとき)

新築住宅・買取再販(控除期間13年)

※子育て・若者夫婦世帯への優遇枠を維持・延長(令和6年度改正で創設)。

| 住宅性能 | 優遇 子育て・若者夫婦 | 一般世帯 |
|--------------------|-------------------|---------|
| 認定住宅 (長期優良・低炭素) | 5,000万円 (現行維持) | 4,500万円 |
| ZEH水準 省エネ住宅 | 4,500万円 (現行維持) | 3,500万円 |
| 省エネ基準 適合住宅 | 3,000万円 (現行維持) | 2,000万円 |
| その他の住宅 | 原則として対象外 (0円) | |

中古住宅(控除期間10年)

| | |
|-------------|---------------------------|
| 認定・ZEH省エネ住宅 | 一般：3,500万円 子育て等はさらに上乗せ |
| 省エネ基準適合住宅 | 一般：2,000万円 子育て等はさらに上乗せ |
| その他の住宅 | 2,000万円 |

主要な変更・要件

適用期限の5年延長

令和7年末までの期限を、令和12年末まで大幅延長。

床面積要件の緩和(延長)

合計所得1,000万円以下の場合、床面積40㎡以上50㎡未満の物件も対象
となります。

災害リスクエリアの除外

土砂災害特別警戒区域内で新築された住宅は、控除の対象外となります。

■ 相続贈与課税

01 教育資金の 一括贈与に係る 非課税措置の廃止

祖父母などから孫へ、教育資金として最大1,500万円まで非課税で一括贈与できる制度ですが、延長されず廃止となります。

改正内容：

適用期限（令和8年3月31日）をもって**廃止**。

終了時期：

令和8年（2026年）3月31日 までに信託等の契約締結が必要。

既存契約の扱い：

制度終了前に贈与を受け、既に口座にある資金については、令和8年4月以降も引き続き「教育資金」として非課税で払い出しが可能です。孫が30歳になる等の終了事由が発生するまで、管理（領収書の提出等）は継続されます。

教育資金の一括贈与非課税：制度廃止（延長なし）



02 相続時における 不動産評価の 見直し（直前取得 不動産の評価 適正化）

相続発生の直前に借金をして賃貸不動産を購入し、相続税評価額を大幅に下げる節税スキームに対し、一定の制約がかかります。

1. 対象となる不動産

被相続人が、相続開始前「5年以内」に取得した不動産、且つ「貸付用（賃貸用）」の不動産であること。

※自宅用の不動産は対象外です。

2. 新たな評価方法

従来の「路線価方式（土地）」や「固定資産税評価額（建物）」ではなく、以下の評価額を用います。

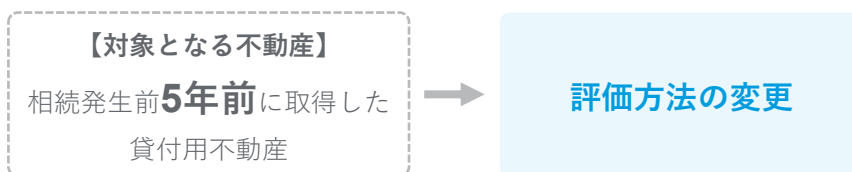
原則：「通常の取引価額（時価）」で評価。

特例（簡便法）：時価の算定は実務上難しいため、「**取得価額（購入価格）の80%相当額**」で評価することが認められます。

適用時期と経過措置

- **適用開始：**
令和9年（2027年）1月1日以後 の相続等から適用。
- **経過措置：**
制度の詳細を定める「法令解釈通達」が発遣される日（今後決定）より「前」に取得していた不動産については、**本改正の対象外**となります。つまり、過去に購入済みの物件については、遡って評価額が上げられることはありません。

相続時における不動産評価見直し



■ その他

01 防衛特別所得税 （仮称）の創設

防衛特別所得税（仮称）が創設されます。（令和9年以後当分の間）
税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率となります。





02 復興特別所得税 の改正

復興特別所得税の税率が1.1%（現行2.1%）に引き下げられます。
令和9年分以後適用されます。
復興特別所得税の課税期間を令和29年までの間に延長されます。

ご不明点がございましたら、当法人の担当者又は弊社ホームページのお問合せフォームよりご連絡ください。

RSM汐留パートナーズ株式会社 

RSM汐留パートナーズ税理士法人 

- [税務コンサルティング](#) 
- [国際税務コンサルティング](#) 
- [M&Aに関する税務コンサルティング](#) 
- [事業承継・相続に関する税務コンサルティング](#) 

パートナー
[長谷川 裕哉](#) 

パートナー
[松橋 亮太](#) 

アシスタントマネージャー
梶原 祥武